

「家庭の日」とは

家族そろっての団らんの機会を増やすことによって、愛情と信頼に結ばれた温かい家族関係を育てる契機とするための日です。

長崎県では、昭和56年から運動が始まりました。また、平成20年には、長崎県子育て条例において、毎月第3日曜日を標準日とする「家庭の日」が明記されました。

取組事例

「家庭の日」

～毎月第3日曜日を標準として～

わが家の「家庭の日」を
カレンダーにつけてみませんか？

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

みんなで作ろう

長崎県

30年連続

「家庭の日」

「家庭の日」とは

家族そろっての団らんの機会を増やすことによって、愛情と信頼に結ばれた温かい家族関係を育てる契機とするための日です。

「家庭の日」の趣旨

子どもの健全な成長のために最も大切な場所は家庭です。家族の愛情に支えられ、人格の形成や生活上の基本的なルールを身につける基盤となる場です。ただ、日常生活を送る中で、家族のすばらしさや大切さを忘れてしまいがちです。改めて家族の団らんの場を意識し、良さを見出すきっかけ作りとして、「家庭の日」を設けました。

長崎県では平成13年度からはじめた「ココロなご運動」の取組の一つとして「家庭の日」に取り組んでいます。

子どもたちが望むこと(小学5年生)

- 1位 良いことをしたときは、ほめたり励めたりしてほしい
- 2位 家族そろって話し心掛をつかってほしい
- 3位 特になし

子どもたちは家族そろって楽しむ時間をたくさんほしいといっています。親子のふれあいは、子どものすこやかな成長にとっても大切です。

「家庭の日」は昭和40年代に、仕事で休日もなく働くことで家族のふれあいが不足していることが懸念され、初めて月に1回は、家族全員が子どもを年輩とした家族生活を楽しもうという趣旨で、全国に広がった運動です。

本校でも、毎月第3日曜日を「家庭の日」と設定し、家族との絆を深める時間を大切にしております。